

公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針

改正後	改正前
<p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の目的</p> <p>公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）における品質管理レビュー^(注)の運営が適切に実施されているかどうか、監査事務所（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）における<u>公認会計士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務が適切に実施されているかどうか</u>について、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。</p> <p><u>（注）品質管理レビューとは、法第46条の9の2第1項の規定に基づき協会が行う、監査事務所における法第2条第1項の業務の運営の状況の調査をいう。</u></p> <p>2. 検査対象先</p> <p>審査会の検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。</p> <p>(1) 協会（法第46条の12第1項）</p> <p>(2) 監査事務所（法第49条の3第2項）</p> <p>(3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所（法第49条の3第2項）</p> <p>なお、上記に対する検査権限は、<u>法第49条の4第1項の規定に</u></p>	<p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の目的</p> <p>公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）における品質管理レビュー（<u>公認会計士法（以下「法」という。）第46条の9の2第1項の規定に基づき協会が行う、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）における法第2条第1項の業務の状況の調査をいう。以下同じ。</u>）の運営が適切に実施されているかどうか、監査事務所における<u>同条同項の業務が適切に実施されているかどうか</u>について、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。</p> <p>2. 検査対象先</p> <p>審査会の検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。</p> <p>(1) 協会（法第46条の12第1項）</p> <p>(2) 監査事務所（法第49条の3第2項）</p> <p>(3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所（法第49条の3第2項）</p> <p>なお、上記に対する検査権限は、<u>法第49条の4第2項により、</u></p>

より、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第2項の規定により審査会に委任されている。ただし、法第49条の4第2項第1号^(注1)及び第2号^(注2)に掲げる権限に限られる。

(注1) 同項第1号の権限 品質管理レビューの報告に関して行われるもの

(注2) 同項第2号の権限 監査事務所が、品質管理レビューを受けていないこと又は品質管理レビューに協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合において、当該監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもの

3. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 協会

協会の事務の適正な運営に関する事項

② 監査事務所

監査事務所における法第2条第1項の業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ② 協会の事務及び監査事務所における法第2条第1項の業務が主に以下の法令諸基準等に準拠しているかどうかについて

内閣総理大臣（金融庁長官）から審査会に委任されている。

3. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 協会

協会の事務の適正な運営に関する事項 (法第46条の9の2第2項の報告に関するもの)

② 監査事務所

監査事務所における法第2条第1項の業務に関する事項 (法第46条の9の2第2項の報告に関するもの)

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ② 協会の事務及び監査事務所における法第2条第1項の業務が主に以下の法令諸基準等に準拠しているかどうかについて

確認・検証する。

イ. 法令（法、公認会計士法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（公認会計士法施行規則及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令）

ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準及び監査に関する品質管理基準等、協会の実務指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）

ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ&A、並びに一般に認められる会計実務慣行）

II 検査実施手続等

本基本指針においては、以下に、検査の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を示す。

なお、これと異なる手続等を行う際には、主任検査官は審査会事務局審査検査室長（以下「審査検査室長」という。）に指示を仰ぐとともに、検査対象先へ説明することとする。

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応の責任者をいう。以下同じ。）に対して立入検査

確認・検証する。

イ. 法令諸規則（法、法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（監査法人に関する内閣府令、公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令等）

ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準及び監査に関する品質管理基準等、協会の指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）

ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ&A、並びに一般に認められる会計実務慣行）

II 検査実施手続等

（新設）

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応の責任者をいう。以下同じ。）に対して立入検査

着手前に予告を行う。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知する。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、原則として以下のとおりとする。

(1) 予告して立入検査に着手する場合 検査実施の通知日の前営業日

(2) 予告なく立入検査に着手する場合 立入検査着手日の前営業日

3. 立入検査の留意事項

(1) 重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行う。ただし、検査対象先が、監査事務所が行う法第2条第1項の業務に係のある場所の場合には、④の事項を除く。

なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ その他必要な事項

着手前に予告を行う。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知する。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、予告して立入検査に着手する場合には検査実施の通知日の前営業日とし、予告なく立入検査に着手する場合には立入検査着手日の前営業日とする。

3. 立入検査の留意事項

(1) 重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行う。なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ その他必要な事項

(9) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査検査室長にその旨を報告し、指示を受ける。

主任検査官は、審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずる。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了する。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行う。

② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等の責任者に伝達し、今後の手続について説明を行う。

(9) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査会事務局審査検査室長にその旨を報告し、指示を受ける。

主任検査官は、審査会事務局審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずる。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、被検査事務所等との間で十分議論を行うものとし、被検査事務所等との間に生じた認識の相違の有無について、被検査事務所等の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了する。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行う。

② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等に伝達し、今後の手続について説明を行う。

8. 意見申出制度

(2) 意見申出制度の概要

② 審理手続等

- イ. 総務試験室長又は総務試験室長が指名する者は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果を作成し、これを審査会に付議する。
- ロ. 審査会において承認（修正を含む。）された審理結果については、その内容を検査結果に反映させることとし、当該審理結果は総務試験室長又は総務試験室長が指名する者が被検査事務所等の責任者に対して伝達する。

IV 情報管理

3. 検査関係情報及び検査結果の通知の内容の取り扱い

検査関係情報^(註)及び検査結果の通知の内容は、「審査会の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、審査会の責任でこれらの管理を行う必要がある。このため主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、検査関係情報及び検査結果の通知の内容について、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得る。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

8. 意見申出制度

(2) 意見申出制度の概要

② 審理手続等

- イ. 審査会事務局総務試験室は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果(案)を作成し、これを審査会に付議する。
- ロ. 審査会の審理結果については、検査結果の通知の内容に反映させることとし、その旨を被検査事務所等の責任者に対して伝達する。

IV 情報管理

3. 検査関係情報及び検査結果の通知の内容の取り扱い

検査関係情報（注）及び検査結果の通知の内容は、「審査会の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、審査会の責任でこれらの管理を行う必要がある。このため主任検査官は、立入検査着手日までに、被検査事務所等の責任者に対して、検査関係情報及び検査結果の通知の内容について、審査会の事前の承諾なく、被検査事務所等以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得る。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と被検査事務所等の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

V 施行日

(改正)

本基本指針は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、同日以降予告する
(無予告の場合は、立入検査に着手する) 検査について適用する。

V 施行日